

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

| | | | |
|-------------|---|------|-----|
| No | 8 | 府省庁名 | 内閣府 |
| 対象税目 | 個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ） | | |
| 要望項目名 | 国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の延長（延長） | | |
| 要望内容（概要） | <p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>総合特別区域法に基づき、国際戦略総合特区内で、指定法人が認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を行うために、設備等を取得してその事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除ができる制度。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人指定の期限：平成28年3月31日 ・対象設備：機械・装置（2千万円以上） 開発研究用器具・備品（1千万円以上） 建物・付属設備・構築物（1億円以上） ・特別償却の割合：取得価額の50%（建物等25%） ・税額控除の割合：取得価額の15%（建物等8%） （当期法人税額の20%を限度とし、限度超過額は1年間繰越控除可） ・設備等取得の期間：法人指定の日から平成28年3月31日まで <p>・特例措置の内容</p> <p>イ. 延長</p> <p>総合特別区域法第26条に定められている国際戦略総合特区において適用されている法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第42条の11及び第68条の15において平成28年3月31日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、平成30年3月31日までとする。</p> | | |
| 関係条文 | <p>〔総合特別区域法第26条、総合特別区域法施行規則第15条、租税特別措置法第42条の11・第68条の15、租税特別措置法第61条、地方税法第23条第1項第4号、地方税法第72条の23第1項、地方税法第292条第1項第4号〕</p> | | |
| 減収見込額 | <p>[初年度] — (▲191) [平年度] — (▲132)</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p> | | |
| 要望理由 | <p>(1) 政策目的</p> <p>我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進し、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な拠点を形成すること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>規制緩和と法人税を含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する。</p> | | |
| 本要望に対応する縮減案 | — | | |
| | | ページ | 8—1 |

| | | |
|-----|----------------------------|---|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | 政策 5. 地域活性化の推進 施策 ⑦ 総合特区の推進 |
| | 政策の達成目標 | 総合特別区域法の下、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。 参考：日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日） 「従来の特区制度やこれと相互に連携している環境未来都市などの施策については、今後とも継続して着実に進めていく。」 |
| | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | 2年間 |
| | 同上の期間中の達成目標 | 総合特別区域法の下、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。 参考：日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日） 「従来の特区制度やこれと相互に連携している環境未来都市などの施策については、今後とも継続して着実に進めていく。」 |
| | 政策目標の達成状況 | 国際戦略総合特区に指定された 7 特区においては、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積が促進され、企業収益力・国際競争力の強化に向けた環境が整備されつつあり、大きな成果が得られている。 |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | (適用見込事業者数) 平成 28 年度：29 法人 平成 29 年度：19 法人 (適用事業者の範囲) 総合特別区域法に基づき、認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を行う指定法人 |
| | 要望の措置の効果見込み (手段としての有効性) | 我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進することにより、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を形成することができる。 |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | 当該要望項目以外の国際戦略総合特区税制 ・所得控除：専ら特区内で認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を実施する指定特定事業法人について、その事業による所得の金額の 20%を課税所得から控除 地域活性化総合特区税制 ・出資に係る所得控除：社会的課題解決に資する事業を行う中小企業に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額から一定額を控除 |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | 総合特区推進調整費 平成 28 年度要求額 4,000 百万円 総合特区推進事業費補助金 平成 28 年度要求額 1,000 百万円 総合特区支援利子補給金 平成 28 年度要求額 666 百万円 |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | 内閣総理大臣による認定を受けた「国際戦略総合特別区域計画」に記載された事業に対し、上記の財政支援及び要望税制措置等を一体として支援。 |
| | 要望の措置の妥当性 | 我が国経済の成長エンジンとなるような産業・企業の集積等は、当該産業・企業の判断により行われるものであることから、政策目的を実現するためには、一定の要件を満たすことにより特例を受けることができる税制措置を講じることが効果的である。 |
| | ページ | 8—2 |

| | |
|---|---|
| <p>税負担軽減措置等の適用実績</p> | <p>平成 24 年度 認定計画に定められた事業数：41 事業 適用法人数：27 法人 減収額（実績）：29.4 億円</p> <p>平成 25 年度 認定計画に定められた事業数：38 事業 適用法人数：47 法人 減収額（実績）：37.4 億円</p> <p>平成 26 年度 認定計画に定められた事業数：40 事業 適用法人数：61 法人 減収額（推計）：97.4 億円</p> <p>※平成 24～26 年度の事業数及び法人数は延べ数としている。</p> |
| <p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p> | <p>国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却（単体法人）</p> <p>平成 23 年度：11,344 千円 平成 24 年度：32,270 千円 平成 25 年度：71,507 千円</p> <p>（連結法人） 平成 23～25 年度：0 円</p> |
| <p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p> | <p>認定国際戦略総合特区計画に定められた事業数及び租税特別措置の適用法人数は顕著に増加しており、本税制特例は、民間投資の活性化につながり、産業の国際競争力の強化に寄与している。</p> |
| <p>前回要望時の達成目標</p> | <p>「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、「緊急構造改革プログラム（産業の新陳代謝の促進）」として、2017 年度までに集中的に取り組を進め、次のことを目指すと定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間投資を拡大し、設備の新陳代謝を図り、イノベーションの源泉を強くする ・過剰規制を改革し、萎縮せずに新事業にチャレンジできる仕組みを創る ・過当競争を解消し、収益力を飛躍的に高め世界で勝ち抜く製造業を復活させる |
| <p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p> | <p>政策目標の達成のためには、本特例を延長し、民間投資の活性化を広く誘導していくことが必要である。</p> <p>なお、「『日本再興戦略』改訂 2015」が平成 27 年 6 月 30 日に閣議決定されたことを受け、政策目標を修正することとした。</p> |
| <p>これまでの要望経緯</p> | <p>平成 23 年度：創設 平成 25 年度：拡充 （適用対象に開発研究用の「器具・備品」を追加） 平成 26 年度：延長（2 年間）</p> |
| <p>ページ</p> | <p>8—3</p> |